

山梨県公報

第二千八百三十一号

平成三十年

十月十八日

木曜日

目次

- 職業訓練指導員試験の実施……………五二三
- 公共測量の実施……………五二五
- 都市計画の変更図書縦覧……………五二五
- 公安委員会……………
- 落札者の決定について……………五二六

公 告

● 職業訓練指導員試験の実施
 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。
 平成三十年十月十八日

山梨県知事 後 藤 斎

- 試験を実施する職種及び試験科目
- 次の職種について、学科試験を行う。
機械科
- 学科試験の科目は、次のとおりとする。

免許職種		学科試験の科目
関連学科		
機械科	一 系基礎学科 1 機械工学(機械要素及び機構と運動) 2 材料(材料力学、金属材料、非金属材料並	指導方法 一 職業訓練原理 二 教科指導法 三 訓練生の心理

<ul style="list-style-type: none"> びに潤滑油及び切削剤) 3 工作法(NC加工法、機械工作法、治具及び工具) 4 測定法(測定及び試験機器、測定法、形状測定並びに材料試験) 5 安全衛生(安全管理及び衛生管理) 	<ul style="list-style-type: none"> 四 生活指導 五 職業訓練関係法規
---	--

- 前記以外の職種についても、指導方法のみの試験を行う。
- 受験資格

- 次のいずれかに該当する者であつて、職業能力開発促進法第三十条第五項の規定により実技試験の全部の免除を受けることができるもの(機械科以外の職種にあつては、同項の規定により学科試験のうち関連学科の免除を受けることができるものに限る。)
- 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者
- 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者
- 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者
- 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者
- 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 (一) 成年被後見人又は被保佐人
 (二) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者が試験の免除 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。

免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
全職種共通	免許職種に關し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者(電子回路接続及びバルコニー施工の技能検定に合格し	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科

<p>た者を除く。)</p>	
<p>免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者</p>	<p>実技試験の全部</p>
<p>職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科(当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)</p>
<p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者</p>	<p>実技試験の全部</p>
<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者</p>	<p>学科試験のうち指導方法</p>
<p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験)にあつては、学科試験のうち関連学科)に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験)にあつては、学科試験のうち関連学科)</p>
<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)</p>

<p>省令別表第十一の三に</p>	<p>省令別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受ける者</p>	<p>短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者</p>	<p>免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者</p>	<p>免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者</p>	<p>免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十三条に規定する大学又は同法第百十五条に規定する高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p>	<p>省令第四十五条の二第三項第四号に規定する者</p>	<p>省令別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受ける者</p>
<p>省令別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げ</p>	<p>実技試験の全部</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>実技試験の全部</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>学科試験のうち指導方法</p>		

掲げる免許 職種	掲げることができる者の欄に掲げる者	る試験
-------------	-------------------	-----

四 試験の日時及び場所

- 1 日時 平成三十一年一月十八日(金) 午前九時から
- 2 場所 甲州市塩山上於萱千三百八番地 山梨県立産業技術短期大学校塩山キャンパス

五 受験手続

- 1 受験申請書類 職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書、身分証明書、写真二枚(申請日前六月以内に撮影した正面脱帽、上半身像で縦四センチメートルかつ横三センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票(控)に貼り付けること。)及び受験資格を有することを証明する書類
- 2 試験の免除申請 試験の免除を受けようとする者は、三の表に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。
- 3 申請書類の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県産業労働部産業人材育成課(郵送により受験申請をする場合は、必ず簡易書留とすること。)
- 4 申請書類の受付期間 平成三十年十一月五日(月)から同月二十二日(木)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで。ただし、郵送の場合は同月二十二日(木)までの消印のあるものを有効とする。
- 5 受験手数料 三千円(職業訓練指導員試験受験申請書に、三千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、申請を取り消し、又は受験しなかった場合でも、還付しない。)
- 6 受験票の交付 受験申請を受け付けた後、その内容を審査の上、受験資格を有すると認められる者に受験票を交付する。

六 合否判定の基準

- 1 学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。
- 2 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合(1に該当する場合を除く。)は、指導方法に限り合格とする。
- 3 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合(1に該当

する場合を除く。)は、当該学科に限り合格とする。

七 合格発表 平成三十一年二月十二日(火) 午前十時に山梨県庁東側掲示板(スクランブル交差点脇)及び山梨県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに受験者に合否を書面で通知する。

八 その他

- 1 職業訓練指導員試験受験案内及び申請書用紙は、山梨県産業労働部産業人材育成課、山梨県立産業技術短期大学校、山梨県立峡南高等技術専門校及び山梨県立就業支援センターにおいて配布する。
- 2 受験に関する注意事項(集合時刻、携帯品等)は、後日受験票をもって通知する。
- 3 試験についての不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課(甲府市丸の内一丁目六番一号(電話〇五五―二二三―一五六六))に問い合わせること。

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月十八日

- | | | | |
|---------|------------------------|-------|-------|
| 一 測量の種類 | 公共測量(基準点測量) | 山梨県知事 | 後 藤 齋 |
| 二 測量の地域 | 南都留郡忍野村地内 | | |
| 三 測量の期間 | 平成三十年十月四日から同年十二月二十八日まで | | |

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により山梨市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成三十年十月十八日

- | | | | |
|-----------|-----------------------------|-------|-------|
| 一 都市計画の種類 | 峡東都市計画下水道(山梨市公共下水道) | 山梨県知事 | 後 藤 齋 |
| 二 縦覧場所 | 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課 | | |

公安委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年十月十八日

山梨県警察本部長 原 幸太郎

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量 IC運転免許証対応証明書キャッシュユサー
バ 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県警察本部交通部運転免許課

(二) 所在地 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地

三 落札者を決定した日 平成三十年九月二十六日

四 落札者

(一) 名称 株式会社J E C C

(二) 住所 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額 三千五十万七千八百四十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日 平成三十年八月十三日